

ウェブサイト掲示事項

十全総合病院

1 入院基本料について

当院は「一般病棟入院基本料（10対1）急性期一般入院料4、療養病棟入院基本料（療養病棟入院基本料1）」の届出を行っています。

* 一般病棟（3病棟）（地域包括ケア病棟入院料2）

「当病棟では、1日に7人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- ・8時30分～17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。
- ・16時～8時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は23人以内です。

（4病棟・5病棟）

「当病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- ・8時30分～17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- ・16時～8時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。

（6病棟）

「当病棟では、1日に10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- ・8時30分～17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- ・16時～8時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内です。

* 療養病棟（2病棟）

「当病棟では、1日に4人以上の看護職員（看護師、准看護師及び看護補助者）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- ・8時30分～17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。
- ・16時～8時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。

2 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化の基準について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する入院診療計画を策定し、7日以内に文書をお渡しています。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化の基準を満たしています。

3 DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する“DPC対象病院”となっています。

■医療機関別係数 1.3201（調整係数 1.0451 + 機能評価係数Ⅰ 0.2030 + 機能評価係数Ⅱ 0.0514 + 救急補正係数 0.0206）

4 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

※公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方にも、同様に発行しています。

※明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨お申し出ください。

5 当院では、四国厚生支局長に下記の届出を行っています。

1) 入院時食事療養及び入院時生活療養について

入院時食事療養（Ⅰ）、入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。また、入院時生活療養（Ⅰ）に関して適切な療養環境を形成しています。

2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- | | | |
|-------------------------|-----------------|--------------------------|
| * 地域包括ケア病棟入院料 2 | * 療養病棟療養環境加算 1 | * 療養病棟入院基本料 1 |
| * 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 4） | | * 重症者等療養環境特別加算 |
| * 診療録管理体制加算 3 | * 入退院支援加算 1 | * せん妄ハイリスク患者ケア加算 |
| * 栄養サポートチーム加算 | * 褥瘡ハイリスク患者ケア加算 | * データ提出加算 2 及び 4 |
| * 患者サポート体制充実加算 | * 医療安全対策加算 1 | * 感染対策向上加算 1 |
| * 医師事務作業補助体制加算 1 | * 急性期看護補助体制加算 | * 夜間 100 対 1 急性期看護補助体制加算 |
| * 夜間看護体制加算 | * 看護補助体制充実加算 1 | * 認知症ケア加算 2 |
| * 精神疾患診療体制加算 | * 看護職員夜間配置加算 | * 療養環境加算 |
| * 救急医療管理加算 | * 超急性期脳卒中加算 | * 排尿自立支援加算 |
| * 報告書管理体制加算 | * 歯科点数表の初診料の注 1 | * 歯科外来診療医療安全対策加算 1 |
| * 歯科外来診療感染対策加算 2 | | |

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- | | | |
|-------------------------|-------------------------------|----------------------------|
| * 体外衝撃波胆石破砕術 | * 体外衝撃波膀胱石破砕術 | * 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術 |
| * がん治療連携計画策定料 | * がん性疼痛緩和指導管理料 | * がん患者指導管理料Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ |
| * 外来化学療法加算 1 | * 抗悪性腫瘍剤処方管理加算 | * 外来腫瘍化学療法診療料 1 |
| * 無菌製剤処理料 | * 医療機器安全管理料 1 | * ストーマ合併症加算 |
| * 薬剤管理指導料 | * 輸血管理料 1 | * 輸血適正使用加算 |
| * コンタクトレンズ検査料 1 | * ニコチン依存症管理料 | * CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー |
| * 画像診断管理加算 1、2 | * CT 撮影及び MRI 撮影 | * 冠動脈 CT 撮影加算 |
| * 神経学的検査 | * 小児運動器疾患指導管理料 | * 二次性骨折予防継続管理料 1、2、3 |
| * 外来排尿自立指導料 | * 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算 | |
| * 検体検査管理加算（Ⅰ）（Ⅱ） | * 糖尿病合併症管理料 | * 糖尿病透析予防指導管理料 |
| * 人工腎臓 | * 導入期加算 1 | * 下肢末梢動脈疾患指導管理加算 |
| * 院内トリアージ実施料 | * イタノールの局所注入（甲状腺、副甲状腺） | |
| * 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算 | * 外来腫瘍化学療法診療料の注 8 に規定する連携充実加算 | |

6 保険外負担に関する事項

当院では個室利用料、病衣使用料、証明書・診断書料などにつきまして、その利用日数、使用量、交付枚数に応じた実費の負担をお願いしています。

・診断書料、病衣貸与料、テレビ・冷蔵庫利用料

生命保険会社診断書	一通 5,500 円
普通診断書	一通 2,200 円
自動車損害賠償責任保険診断書	一通 5,500 円

病衣貸与料

1 日

につき 100 円

・テレビ・冷蔵庫・利用料 1 日につき 330 円

保険外併用療養費に関する事項

1) 病院の初診

他の医療機関からの紹介によらず、直接来院された場合は、初診に係る費用として 1,000 円を徴収します。ただし、緊急等やむを得ない事情による場合はこの限りではありません。

2) 特別の療養環境の提供

種類	1 日につき	病床数	病室
個室 A	11,230 円	2 床	560、663
個室 B	9,030 円	5 床	212、360、412、460、512
個室 C	7,160 円	32 床	317、331、332、336、337、350、351、355、
			416、417、431、432、436、437、450、451
			455、516、517、531、532、536、537、550
			551、555、650、651、655、656、660、661
個室 D	6,280 円	2 床	251、255
個室 E	5,180 円	13 床	302、370、371、402、470、471
			502、570、571、605、606、666、667
個室 F *	4,630 円	40 床	318、330、333、335、352、353、368
			413、415、418、430、433、435、452、453、468
			513、515、518、530、533、535、552、553、568
			613、615、616、617、618、630、631、632、633
			635、652、653、657、658、668
個室 G	2,980 円	10 床	202、218、230、233、235、252、253、268、270
			271
2 人部屋	4,080 円	14 床	311、361、411、461、511、561、665

病状により
個室入室
を医師が指

示した場合はこの限りではありません。

3) 金属床総義歯

コバルトクロム 合金 上顎 165,000 円 下顎 165,000 円

チタン 上顎 275,000 円 下顎 275,000 円

4) 齧蝕に罹患している患者の指導管理

当院ではお子様（13歳未満）のう蝕の指導管理とフッ素利用等を行っています。

フッ化物の塗布 1,300円

5) 入院期間が180日を超える入院

長期にわたり入院される患者様については、厚生労働省の告示により180日を超えた日以後の入院料に係る料金として1日につき下記金額を徴収します。（ただし、別に厚生労働大臣が定める状態等に該当する患者様については、この限りではありません。）

* 一般病棟（3病棟～6病棟） 一般病棟入院基本料 10対1 1日につき 2,380円

7 その他の掲示

愛媛県がん診療連携推進病院について

当院は地域におけるがん医療の確保のために必要な連携・支援に関する要件を満たし、平成24年1月1日付けで愛媛県知事からの指定を受けています。

医療安全の取り組みについて

当院では医療に係る安全管理を行う部門を設置し、医療安全対策を実施できる体制を整備しています。また、専従の医療安全管理者が医療の安全に関する相談及び支援を行っています。

透析患者様の下肢末梢動脈疾患に対する取り組みについて

当院では、慢性維持透析を行っている患者さまに対し、下肢末梢動脈疾患に関するリスクの評価を行っております。検査の結果、専門的な治療が必要と判断した場合には、その旨をご説明し同意をいただいた上で、当院の専門的な診療科へ紹介させていただきます。

■当院の専門的な治療体制を有する診療科

循環器科、血管外科、整形外科、形成外科、皮膚科